

Ⅱ 監事の意見書

漁業災害補償法第 67 条第 2 項の規定において準用する第 35 条第 1 項の規定に基づき、理事より提出された令和 7 年度事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案の各事項について監査しました。

その内容は適正なものと認めます。

以上、同法第 67 条第 2 項の規定において準用する第 35 条第 3 項の規定に基づき、意見書を提出致します。

令和 8 年 5 月 26 日

全国漁業共済組合連合会

監	事	江	野	澤	均
	同	澳	本	健	也